

## 【レスパイト施設運営指針】2024.4/4改訂版

困難な問題を抱える外国ルーツ女性への支援としてレスパイト施設にて以下の内容を実施

- ① 家で休めない女性が当該施設で数十分～数時間の休息をとる。（日帰り）
- ② 家に帰ることが困難な女性が当該施設で宿泊する。（1泊）

### 【事業実施の流れ】

- (1) 女性が気軽に話ができる場の設定。 ※注 1
  
- (2) 気軽な場から安心感と信頼感を得て対象者から相談を受ける。 ※注 2
  
- (3) 面談を実施。（個人アセスメントを丁寧に行う） ※注 3
  
- (4) 厚労省女性センター受入要件による判定 ※注 4
  - ・要件にあたる→(5)へ ※注 5
  - ・要件にあたらぬ→傾聴。他の社会リソースにつなぐ（国・県・市各種相談窓口、市女性相談員、病院、カウンセリング、地域のサークルなど） ※注 6
  
- (5) 一時保護要件にあたる対象者本人の希望を確認 ※注 7
  - ・休息→当施設での休息受入 ※注 8
  - ・宿泊を伴う避難→(6)へ
  
- (6) 当団体シェルター利用要件による判定 ※注 9
  - ・要件にあたる→(7)へ
  - ・要件にあたらぬ→(8)へ
  
- (7) 1泊のシェルター利用実施→(11)へ
  
- (8) 女性センター利用の希望意思を確認
  - ・希望→(9)へ
  - ・希望しない→(10)へ
  
- (9) 女性センターへ同行支援→(11)へ
  
- (10) 他の選択肢を明示し本人の希望意思を確認→ほかの社会リソースにつなぐ（警察、市、社協、病院など）→(11)へ ※注 10
  
- (11) (7)(9)(10)利用後、対象者から当団体に連絡をしてもらうように話す。  
今後も本人の意思を尊重し支援を継続。 ※注 11

(12) 本人の希望を尊重しつつ尊厳のある人生であるよう、細くても途切れず繋がれる関係性を継続。

### 【事業実施の内容】

(1) 女性が気軽に話ができる場の設定。

カフェへの来店

カフェイベントへの参加

当団体イベントへの参加

おしゃべり会への参加

(2) 気軽な場から安心感と信頼感を得て対象者から相談を受ける。

対象者からの声掛け

気になる人へのこちらからの声掛け

(3) 面談を実施。（個人アセスメントを丁寧に行う）

本人の意思を尊重し、プライバシーが守れ安心できる所（当施設）へ場所を変える。

場合によっては本人の都合の良い日時に約束するなどして実施。

(4) 厚労省女性センター受入要件による判定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（省令）」

【女性相談支援センターにおいて一時保護ができる場合の要件】

① 緊急に保護することが必要と認められる場合（法律）

② 配偶者や親族等からの暴力から保護することが必要な場合

③ ストーカー被害からの保護が必要な場合

④ 人身取引等からの保護が必要な場合

⑤ 住居がない又は何等かの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがある場合

⑥ 心身の健康の確保のために保護が必要な場合

⑦ その他、保護しなければ生命または心身の安全が確保されないおそれがある場合

・上記要件にあたる→(5)へ

・上記要件にあたらぬ→傾聴した後、他の社会リソースにつなぐ（国・県・市各種相談窓口、市女性相談員、病院、カウンセリング、地域のサークルなど）

(5) 一時保護要件にあたる対象者本人の希望を確認

・休息→当施設での休息受入

【利用のための約束を確認】

① 休息場所を人に言わない。

② 女性一人か、母子一組までの利用。（児童相談所が地域にないため要保護児童の一時保護が不可のため同伴児は中学生まで可とする）

- ③ 休息場所の利用時間 9 : 0 0 – 1 8 : 0 0 (必ずスタッフが居る)
- ④ 休息場所からの出入りをする時はスタッフに言ってから出入りする。

・ 宿泊を伴う避難→(6)へ

(6) 当団体シェルター利用要件による判定

【女性相談支援センターにおいて一時保護ができる場合の要件にあたる対象者の、当団体施設一時保護受入基準】

- ① 加害者が反社会的勢力構成員でない。
- ② 加害者に精神疾患がない。
- ③ 加害者がこれまで激高したことがない。
- ④ 上記要件に該当することが、被害者発でない情報がある。

・ 上記要件に該当する→(7)へ

・ 上記要件に該当しない→(8)へ

(7) 1泊のシェルター利用実施→(11)へ

【利用のための約束を確認】

- ① 避難場所を人に言わない。
- ② 女性一人か、母子一組までの利用。(児童相談所が地域にないため要保護児童の一時保護が不可のため同伴児は中学生まで可とする) ※注1 2
- ③ 避難場所の利用日数は1泊まで。(必ずスタッフが居る)
- ④ 避難場所の利用は2日目のお昼12時まで。
- ⑤ 避難場所からの出入りをする時はスタッフに言ってから出入りする。
- ⑥ 食事や日用品など必要なものは原則対象者自身で準備購入する。
- ⑦ 次回利用は2週間以上の期間を開けてから利用可能。(2週間待たずに利用を希望される場合は女性相談支援センターの利用を勧める) ※注1 3

(8) 女性センター利用の希望意思を確認

女性相談支援センターについての説明をし、利用希望する場合は専門スタッフがセンター利用まで同行支援することなど伝え、希望意思を確認する。

・ 希望→(9)へ

・ 希望しない→(10)へ

(9) 女性センターへ同行支援→(11)へ

- ① 対象者の女性相談支援センター利用希望の意思を確認し、センターにその旨連絡する。
- ② 必要手続きを確認後女性相談支援センターまで車で送り届ける。
- ③ センターでの手続き完了まで同行支援実施。

④ センター入寮確認後帰宅。

(10) 他の選択肢を明示し本人の希望意思を確認→ほかの社会リソースにつなぐ（警察、市、社協、病院など）→(11)へ

(11) (7)(9)(10)利用完了後、対象者から当団体に連絡をしてもらうように話す。  
今後も本人の意思を尊重した支援を継続。

(12) 本人の希望を尊重しつつ尊厳のある人生であるよう、細くても途切れず繋がれる関係性を継続。

① (11)で説明した対象者からの連絡で安否を確認。

② 1か月後、こちらから対象者へ連絡し現状を確認。

③ その後は、対象者から連絡があるまでこちらからは個別の連絡はしない。

④ 対象者から連絡があった場合、(1)または(2)から対応する。

以上、困難な問題を抱える外国ルーツ女性への支援としてレスパイト施設を利用した支援のガイドラインとする。 ※注1 4

#### 【参考】

注1)厚労省「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号：議員立法）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001082352.pdf>

ポイント p.8 ②居場所の提供 1～2行目

注2) 同 p.7④民間団体等

注3) NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 個人アセスメントシート

注4) 厚労省「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則」（省令）■女性相談支援センターにおいて一時保護ができる場合の要件

注5) 同上

注6) 同 p.8①アウトリーチ等による早期の把握 3行目「入口の段階では可能な限り幅広い者を対象とし」

注7) 同 p.3 困難女性支援法に基づく女性支援事業 2行目「意思を尊重されながら」

注 8) 同 p.8④一時保護 8～12 行目

注 9) NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 一時保護受入基準

注 10) 厚労省「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要③■基本理念 5～8 行目

注 11) 同 p.9⑤被害回復支援 ⑥日常生活の回復の支援 ⑨アフターケア

注 12) 同 p.9⑦同伴児童への支援 6 行目「母子分離が起こらないよう、親子で入所可能な施設への一時保護委託等も検討」

注 13) 熊本の児童養護施設「社会福祉法人みどり園」ショートステイ利用規則

注 14) 厚労省「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要③■施策の対象者 10 行目「年齢、障害の有無、国籍等問わず支援の対象」

以上